

令和7年3月13日

令和7年度福島県市町村GIGAスクール端末
整備業務に関する質問・回答書

上記について、令和7年3月13日付の質問に対し下記のとおり回答します。
記

質問事項1	公告資料「福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザル実施について」の4ページ目「6 プロポーザル参加申込方法」の項の記載で、確認結果の記載が見当たりません。 プロポーザル参加申込を実施後、参加可否などの結果はいつ、どのような形でご回答いただけるのでしょうか？
内 容	参加申込後の可否回答についての記載が見当たらない。
回 答 1	提出書類を確認の上、8. (1). *の記載のとおりその旨連絡します。

質問事項2	公告資料「福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザル実施について」の7ページ目「8 プレゼンテーション」の「(4) 参加にあたっての留意事項」の③に「1 提案者につき1 提案とし、複数の提案書の提出は認めません。」との記載があります。 例えば以下すべての事業の提案を行わせていただく際、1つの提案書で6事業に対する提案を行う必要がございますでしょうか？ それとも6事業に対し提案する場合は、提案書を6つに分けて提案する必要がございますでしょうか？ ○chromebook (デタッチャブル W i - F i) (購入事業) ○chromebook (デタッチャブル W i - F i) (リース事業) ○chromebook (コンバーチブル W i - F i) (購入事業) ○chromebook (コンバーチブル W i - F i) (リース事業) ○chromebook (コンバーチブル L T E) (リース事業) ○iPad (W i - F i) (購入事業)
内 容	③ 複数提案の禁止 1 提案者につき1 提案とし、複数の提案書の提出は認めません。
回 答 2	公告資料「3 企画提案書」の前文の後段に「なお、企画提案書は、参加する調達区分ごとを網羅した内容としてください。」と記載させていただいておりますので、ご確認願います。

質問事項3	公告資料「福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザル実施について」の2ページ目の2 応募に係る事項について、
-------	---

	法人にあつては、下記①～⑨の要件を全て満たしていること、共同体にあつては、すべての構成員がその要件を満たしていることが必要です。とありますが、Q1共同体とはどこまでの範囲を共同体とする必要がございますでしょうか。Q2業務委託先などは共同体として宣言する必要はないと認識しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。
内 容	共同体を示す必要範囲
回 答 3	Q1 共同体の構成は、参加を希望される調達区分ことの業務すべてを実施させる上で必要とされる事業者としてください。 Q2 業務委託先のご質問の内容に具体性がないので、回答は控えます。

質問事項 4	公告資料「福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザル実施について」の3ページ目の3 企画提案書について、パワーポイントを使用し、A4版20枚（両面カラー印刷で40ページ）以内とありますが、ページ数には、目次、表紙、裏表紙まで含まれるのでしょうか。
内 容	ページ数の範囲
回 答 4	目次等を含めて40ページ以内とします。

質問事項 5	（別添1-1）調達機器・仕様一覧（Chromebook）」の「配送」に「各参加自治体の希望する場所（学校等）へ置き場渡しすること」との記載がございますが、一方「別途1 仕様書（Chromebook）」の「4 納入条件」に「（4）全ての端末について、各参加自治体が指定する初期設定（キッティング）が完了し、通常使用できる状態をもって納入完了とする。機器が正常に稼働することを確認した上で、書面により納入先所属担当者の確認を受けること」と記載があります。 キッティング作業時点で正常稼働を確認するという認識でよろしいでしょうか。
内 容	機器の正常稼働
回 答 5	仕様書4.（4）の記載のとおりです。

※ 質問事項は、1つの項目につき1問とし、簡潔かつわかりやすく記載してください。

ふくしま GIGA スクール推進協議会事務局
福島県教育庁義務教育課
E-mail k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp